

平成 29 年第 2 回定例会 県民・スポーツ常任委員会

平成 29 年 5 月 16 日

亀井委員

まず、委員会報告資料の 1 ページ目ですが、紛失した県の重要物品の概要のところ、この物品価格 300 万円という取得価格、昭和 49 年 10 月 16 日に取得をされているのですが、この絵は版画ですから、普通版画というとならば 10 枚、20 枚単位で刷るのが普通だと思うのですが、これは何枚刷っているのでしょうか。

文化課長

今回の版画については、どんちょう制作の原画とするために作成していただいたもので、1 枚であると認識しております。

亀井委員

私も全然絵のことはよく分からないので、昭和 49 年の 300 万円という価格は、現在、高いのか、安いのか、この棟方志功氏というのは世界的に流通する絵の作家でもあるので、どうなのかと思うのですが、現在の価格としては幾らくらいなのでしょう。

文化課長

現在の価格については、入手以来鑑定していないこと、それから既にレプリカに気付いたときにはなっていたということで、業者に出しても判定できないということから、現在も把握していない状況にあります。

亀井委員

では、この絵でなくてもよいです。昭和 49 年くらいの年数で、棟方志功氏という世界的な作家が作ったその版画は、今、大体どのくらいの価格になっているのでしょうか。

くらし県民部長

棟方志功氏の作品については、膨大な制作の作品があると言われており、作品を刷った数、あるいはよく言われるのが女性の大きな画像は人気があるとか、物によって数千万円するものや数万円のものもあるということで、大変幅が広いと言われておりますので、当時、同じようなものの比較するものはありませんので、一概に幾らと言うのは難しいところです。

亀井委員

比較するものは、あるでしょう。その当時 300 万円だから、平成 29 年になつて数万円ということは多分ないと思うのです。世界に流通する絵なのでしょうから、そうすると幾らくらいになっているのでしょうか。

くらし県民部長

棟方志功氏のいろいろな本を読んでも、作品によって、現時点でも亡くなられて大分経ちますが、今の時点でも数万円の評価額のものもあるし、数千万円の評価額のものもあると言われておりますので、その作品によって大分値段に差があります。昭和 49 年当時が 300 万円で、それと同じ 300 万円の版画をどれにするかというのもなかなか難しいところがありますので、今、分からないところです。

亀井委員

水田副理事長は、どのくらいすると思いますでしょうか。

水田参考人

私も全然素人なのですが、少し勉強したところによりますと、同じ大きさの同じような作品でも、毀損の状態や保存の状態で物すごく値段の差があるようなので、やはり本体がないと査定は難しいと聞いております。

亀井委員

棟方志功氏の作品では、昭和49年に300万円のものが余り毀損されていない状態だったら幾らなのでしょう。

薄井参考人

今回、記者発表した時点で、いろいろ画廊にお聞きしたことがあるのですが、そのときの話ですと、一般的に取得価格より大きく値段が上がっていることは少ないとお答えいただいた画廊は二つあったのですが、それから、取材のときに来られた方の発言ですと、その当時の作品、図柄1点物からとすると1,000万円以上の価値があったのではないかという発言をされた方もいたということで、残念ながら確信を持ってどの程度の金額かというのは、分からない状態です。

亀井委員

その取材のときの人というのは、専門家ということでしょうか。

薄井参考人

当時、テレビ会社の方の取材のときに来られた専門の六本木でギャラリーを経営されている方の発言です。

亀井委員

それ以上はお聞きしても明確な答えは多分出てこないでしょうから、そのくらいにしておきます。

仮に盗難に遭ったということであれば、いつから盗難に遭う可能性があるかという、昭和49年の棟方志功氏から直接原画を受領した後の4月、原画をどんちよう業者に引渡したときに、既にカラーコピーになっているのか、それともどんちよう業者がコピーして、返したときにカラーコピーが返ってきたのかというところくらいからスタートすることになってしまうと思うのです。結構長い期間があるので、例えば、このカラーコピーの紙、若しくはインクの劣化の仕方、どういう機械でコピーしたかということが分かれば、おのずと大体何年くらいにコピーしたものなのかというのが分かると思うのですが、これはいつ頃のコピーになるのでしょうか。そうでないと、そこから議論を進めなければいけないのに、遡ってやらなければいけないとなると、証拠能力の部分で非常に稚拙な議論になってしまうので、そこをお願いします。

文化課長

カラーコピーが世の中に出回ったのは、1980年代以降と聞いております。ただし、それ以前でも、例えば、写真のネガからカラーのポスターみたいなものを起こすことは可能であったということですので、年代の方は特定できておりません。現在、これが発覚して1週間後に警察の方に被害届を提出して受付けていただき、既にこのレプリカ、カラーコピーは警察の方に押収されているとこ

ろです。そういったことがあり、今現在、こちらの方で確かめるというすべがないという状態になっております。

亀井委員

だから、証拠物品として警察の方に行っているとする、これは警察の方で捜査、チェックして、いつくらいになったら大体どのくらいの年代のものかというのが分かると言われておりますでしょうか。

文化課長

警察の捜査状況についてなのですが、恐らく科捜研のようなところに警察の方は回して調べているのだろうと想像されますが、どのような状態にあるのかというのは、教えていただけない状態にあります。

亀井委員

教えていただけないのだったら、最初から聞かないといけないので、初めの方から聞きます。まず、どんちょう業者の方に渡したので、このどんちょう業者への聞き取りは終わっているのでしょうか。先ほど、他会派の質疑で関係者に対して調査することなので、その関係者の範囲がどのくらいかということもあるのですが、まず、端的にお聞きしたいのは、この年代を追っていくと、どんちょう業者に調査、聞き取りをしているのかどうか、教えてください。

文化課長

どんちょう業者ですが、確認したところ既に廃業しているということで、全く連絡がつかない状態にあります。そういったことで、どんちょう業者から確認することはできない状態にあります。それから、県立近代美術館への搬送業者については、まだ確認の方はしていないという状況にあります。

亀井委員

どんちょう業者は廃業しているということですが、県がどんちょうをお願いするような業者だから、個人的業者には多分お願いしていないと思うのです。しっかりした法人にお願いしているのではないかと思って聞くのですが、今、定款も調べた後におっしゃっているのでしょうか。

文化課長

定款を調べてはおりませんが、同業者等にも確認したところ、既に廃業しています。もともとこちらが把握していた連絡先にも連絡はつきませんし、そういった情報もあり、このように判断したところです。

亀井委員

3年も掛けて、少し甘いのではないかと思うのです。周りの人に聞いて、廃業してしまっています、周りで行っている形跡もないので分かりませんというのではなく、例えば、定款や登記簿を見て、このときにはこういう代表者が行っていたから、そこから遡ってみて、相続人、被相続人なり、そういうところまで調べて関係者をしっかりと探った上で廃業していて分かりませんというのだったら分かるのだが、そうではなく、周りの話を聞いて分からない、答えられませんというのは、少しおかしい気がするのです。県民局長、いかがでしょうか。

県民局長

御質問の内容については、今のお答えは文化課として、平成29年4月に事件

の概要を把握してから今現在まで、時間の限りの中で調べさせていただき、そのような情報ということであり、今、検討チームを立ち上げておりますので、その中で御指摘のような定款等を調べるということも含めて、可能な限り行っていくべきものだと考えております。

亀井委員

せっかくそういうチームをつくるのであれば、是非、私が指摘したようなところを行っていただきたいと思うのです。そういうところなしで終わりましたというのだったら、先ほどの議論からの続きですが、やはり職員にも徹底できていませんでしたとか、この価値がよく分かっていませんでした、終わってしまうと思うのです。そうではなく、今みたいなどころもしっかり調べながら、どういうところでミスがあったのかということもしっかりと把握しながら行っていただかないと、幾ら時間を掛けたって、調べていた3年間と同じようなことが起きるのではないかと心配ですので、しっかりお願いしたいと思います。

あと、委員会報告資料からだと私は読み落としてしまったので、先ほどの議論の中で初めて分かったのは、昭和49年10月16日から神奈川県民ホールから館長室で掲示されており、それからずっときてこけら落としがあって、神奈川県民ホールの管理運営が始まったり、(公財)神奈川芸術文化財団の方で指定管理が始まったり、平成25年7月30日には神奈川県民ホールから県立近代美術館へ移転、移管しているということなのですが、私はその間、ずっと館長室にあるのかと思っていたのだが、違っていたということなので、少し教えていただけますでしょうか。どこからどこまでがどこにあって、どこからどこまでがどこにあったのでしょうか。

薄井参考人

先ほどと重なるところはあると思いますが、版画の展示内容について、私どもの方で把握し、推測しているところですが、平成5年くらいまでの間に、県が直営で管理していた時代には、現在、神奈川県民ホール2階の会議室で展示していたのではないかと推測しております。その後、平成6年に(公財)神奈川芸術文化財団の神奈川県民ホールの管理運営委託を開始してからは館長室なのですが、当時は専務理事がおりました部屋に移して展示されていたのではないかと推測しております。

それ以降、専務理事室のレイアウトを小さくしたり、いろいろレイアウトの変更といったときがありましたが、ほぼ、その周辺の会議室、専務理事室だったり、そういうところに掛けられたのではないかと考えております。

亀井委員

先ほどの先行会派の質問とも重複するのですが、私が1期生として委員会の場に来る前の平成14年度に、新庁舎の階段の踊り場に掛かっていた絵が別の絵に差し替えられていて、もともとあった絵がどこかへ行ってしまったという話があったと思うのですが、それがあった前と後では、県も(公財)神奈川芸術文化財団もどのような危機感を持って行っていたのかというのが、私は知りたいのです。今、私が議論の中で言っている絵とは違った状況に置かれた形でなく

なってしまっているのですが、この前後でしっかりと危機管理意識というのは醸成させていかなければいけないと思うのです。県も(公財)神奈川芸術文化財団の方も平成14年の盗難事件があった後、どのように対応したのでしょうか。自分たちの持っているものも含めて、この時点でしっかりと行っておけば、今回のようなことが起きなかったとも思っているのですが、いかがでしょうか。

文化課長
平成14年の事件を踏まえて、県としての対策ですが、備品出納簿による管理のほか、一覧表を作成して写真を貼付して保管場所を記載するなど、美術作品であることが分かるようにしたこと、個々の美術作品にふさわしい展示場所、展示方法を選択するようにしたこと、開放空間での展示については、監視が行き届く場所を選定し、巡回監視を行うなど、そういった防止措置を講じることにしたとしております。

薄井参考人

(公財)神奈川芸術文化財団も当時、県の通知というものを踏まえて、美術作品の管理台帳というものを作成し、県の通知のように写真を貼付した形で管理する、備品を管理する、美術品を管理するという対応をしているところです。

亀井委員

しかし、その辺りを行ったからといって、今回のようなことが二度と起きてはいけないのですが、2度目が起きてしまった。前後関係はあるので、私たちがの方が1回目ですと言われてしまうかもしれませんが、2度目が起きてしまったということなのですが、今、お話しいただいたその会議室の部分は除いて、館長室や専務理事長室に置かれていた。これは、場所が同じなのです。そうすると、館長、専務理事、理事長の方は常勤なのでしょうか。

薄井参考人

常勤です。

亀井委員

常勤ということは、特定した人がそこにいるということなので、その部屋の使い方というのはどうなのですか、もうずっとそこにいるということなのですか、それとも外部の人が入りやすいような状態になっていたということでしょうか。

薄井参考人

専務理事等がいるときには、鍵の開け閉めは自分で管理されていたということで、朝来られて、自分で鍵を開けて入って、帰られるときにきちんと鍵を閉めて帰られるという形で鍵を管理されていたという状況です。あとは、その美術品についてはもちろん日常的に目に入る範囲内で見えていたという形です。

亀井委員

そうすると、ほとんど外部から入ることはないのですが、その方々がしっかりと管理していたのだらうと思うのですが、平成6年から平成25年の間に館長や専務理事長というのは、大体何人くらいいらしたのでしょうか。

文化課長

館長は、昭和47年以降は12名です。それから、専務理事は(公財)神奈川芸術文化財団ができた後に8名、ただ、同じ方が2回行っている場合もあります

ので、実質7名という形になっております。

亀井委員

そうすると、合計で19名の方々が主にこの絵と触れていたということなのですが、皆様御存命でしょうか。

文化課長

既にお亡くなりになっている方もいると聞いております。

亀井委員

平成26年から平成29年の間に亡くなった方というのは、いらっしゃるのでしょうか。

文化課長

個人の情報ともなりますので、この場では差し控えさせていただければと存じます。

亀井委員

余り突っ込んだ情報を言うとなかなか厳しいと思うのでこのくらいにしておきますが、例えば、もう亡くなられている方に関しては、その相続人やその身内の方にも聞き取り調査をするのでしょうか。

文化課長

まず、存命の方から先に進めていくことになるかと思えます。こういった方を対象にしていくかということについて、今、警察の方でも捜査中ですので、警察とも調整、情報提供しながら決めていくことになるかと思えます。

亀井委員

警察の捜査に支障がない状態で私も質問しなければいけないので、なかなか難しいところではあるので、関係者といっても今の平成5年からの状態だと、非常に限られている方なのかと思うのです。ですから、その辺りのところはしっかりと聞き取り調査されるのではないかと思います。昭和49年から平成25年の間には、特に展示会等でこの絵が移動しているということはないということでしょうか。

文化課長

基本は、先ほど(公財)神奈川芸術文化財団が申し上げたとおり、館長室、あるいは専務理事室等で掲示されておりますが、平成9年度において、神奈川県民ホールで第4回神奈川芸術フェスティバルというものが開催されて、その展示会において、この版画が一度掲示されております。それ以外には、館長室等の掲示から移したことはない記録上、認識しております。

亀井委員

今の展示に関しても、神奈川県民ホールでやられたということでしょうか。

文化課長

そのとおりです。

亀井委員

先ほどの質問もそうですが、平成26年から平成29年の3年間にずっと探していて、なかなか通報もしていない。平成29年4月17日に初めてそういう報道が行われているということですが、この間の展示会においてカラーコピーで

あることが発覚したのだが、平成 25 年 7 月 30 日のときの神奈川県民ホールから県立近代美術館へ搬送したとき、このとき既に県立近代美術館の学芸員の方々が御覧になって、これはカラーコピーだということは発覚できなければおかしかったのではないか。一般の参加者かどうか分かりませんが、その参加者が見て、これはカラーコピーではないと言われる前に本当は平成 25 年 7 月 30 日には分かっていたはずだと思うのですが、何で見落としましたのでしょうか。

文化課長

教育委員会に確認したところ、県民局の方では(公財)神奈川芸術文化財団が指定管理者を務める県機関の一つであるということで、その機関が長年保管してきた作品というものが正式に移管されるものであり、価値のある原画であるということに疑わなかったということ聞いております。

亀井委員

先ほどの話の中でもあったと思いますが、これがカラーコピーだと発覚した後に、専門家の人に見てもらっています。これは、県立近代美術館の学芸員の方なののでしょうか。これを見付けるのは甚だ大変だということもおっしゃっていただいたことは聞いたのですが、正にそういうことでしょうか。

文化課長

県立近代美術館において一般の観覧者の方から、これはレプリカではないかという御指摘を受けたということです。直ちにその日のうちに外し、学芸員が確認したところ、これはレプリカ、コピーである、カラーコピーに間違いないと判断したということ、教育委員会から聞いております。

亀井委員

委員会報告資料 2 ページのこれからの対応状況というところで、イのところの点検方法というのが書いてあり、1 次点検、2 次点検、最終点検と書いてあるのですが、これはどのくらいの期間をかけると言いましたでしょうか。

文化課長

1 次点検については、今月中に各所属と調整してお願いする形になるかと思えます。期間としてはおおむね 1 箇月程度を考えております。

亀井委員

そうすると、平成 26 年から平成 29 年までの 3 年間というのは、この絵の本物を見付ける作業です。要するに対応状況に関しては、一品一品この絵がしっかりとしたものなのかどうか、本物なのかどうか、傷んでいるかどうかということも含めてしっかり見なければいけないのに、1 箇月でよいのでしょうか。数はあれですが、この絵を見付けるのに 3 年もかかるというのは、毎日どのような調査方法で行っていたのかと思うのですが、もう一回お答えいただけますでしょうか。

薄井参考人

本当に 3 年間と長くかかってしまっておおび申し上げます。(公財)神奈川芸術文化財団としては、県立近代美術館の方からカラーコピーが戻ってきた日の翌日から調査を開始させていただき、おおむね大体三つの時期に分けて重点的に調査したところです。その 1 期目としては、戻ってきた翌日の平成 26 年 5 月 17 日から 9 月 30 日までということで、神奈川県民ホールが改修工事で休館中で

したので、全ての倉庫等を搜索し、特にギャラリー関係のものについては、物品や美術品を全て倉庫から一時的にギャラリーに全部出して、展示室に広げて一品一品整理しながら確認させていただくとともに、退職したギャラリー課の職員などに事情をお聞きしたということがあります。

第2期として、平成27年4月1日から9月頃までです。これも神奈川県民ホールが再度再開しているときですが、このときは神奈川県民ホール内のテナント、委託業者の控室、その辺りに立ち入らせていただいたり、業者にヒアリングさせていただいたりということを単独的にしております。

第3期目として、平成28年2月2日から6月末頃です。これについては、現館長の指示の下で、改めて平成27年7月に現館長が着任し、この話を聞いたのもたしか平成28年1月くらいにこの話を聞いたということで、そのときから指示し、改めて関係倉庫といった保管しているところについてもう一回調査したということと、外部に保管されている文書保存箱まで見るようにという形でも調査したということと、そこに残っていたコピーされた絵の状況を調査し、その絵の状態がどういうものかというものを確認するといった調査を行ったということです。しかしながら、そういった件で大変時間がかかってしまい、御報告も遅れてしまったということは、本当に申しわけないことだと思っております。

亀井委員

今回、こういう形で公表していただいたということはもちろん確かに良かったと思うし、しっかりと警察にも捜査してもらわないといけないのですが、今みたいな話というのは、3年でよかったですでしょうか。本当は4年も5年もかけなければいけないところをここで区切ったのか、それとももっと短縮してできたのだが、3年間ずるずるいつてしまったのか、それによっても大きく違ってくるかと思うのです。いかがでしょうか。

薄井参考人

この件については、この事件を私がお聞きして、すぐ文化課にきちんと相談して対応すべきだと判断させていただいたのですが、例えば、最初の時期に会館改修中で、物を全部倉庫から出せるような状況で丁寧に調査できるといった状況があったと考えております。そういうところで、一旦調査し、各氏、前の専務理事の話によりますと、中にあるのだろうと思って必死に探していたということで、館内の方はずっと目が向いていたという状況でしたので、そこできちんと捜査、調査できる期間として、ちょうど改修工事中で閉館中だったということで、全部の荷物を出して調査できるという期間があったということです。その期間中に一旦調査をすれば一定程度状況が把握できて、やはりないのではないかと判断もできたのではないかと私は思っております。

そういった面で、その時期に一旦は文化課にきちんとお話させていただいて、その後の対応についても一度検討させていただくといった機会が何回もあったのではないかと思うのですが、対応としては少し判断ミスだったのではないかと私は考えております。

亀井委員

これから点検をしていただくということもあるので、再発防止という話もあ

ります。これ以上物がなくなるようなことがないように、是非、お願いしたい
と思います。きちんと地に足をつけた仕事をしていただきたい。先ほどもそう
ですが、マグカルみたいな話で浮き足立っていると、こういうことになるので
はないかと思いますので、そこは気持ちを引き締めながら業務に当たっていただ
くことを要望し、質問を終わります。